

大阪開催



能力強化講座 国内契約

WELCOME

- 本講座は、契約業務の経験・知識を有する、**法務経験3年～5年程度**の法務担当者を対象とする**4回連続講座**です。企業の法務担当者を講師としてお迎えし、実務的な観点をもとに契約締結時の留意事項を解説していただきながら、少人数での**グループ・ディスカッション**の時間も適宜設けられる予定であり、さまざまな種類の契約について、楽しく・積極的に議論を行いたいと希望する皆様の参加をお待ちしています。
- また、本講座を通じて、業種を超えた人脈作りにも役立てていただくために、**第1講終了後に「受講者懇親会」(参加費無料)**を開催します。
- 現在法務部門の第一線で活躍されている当会会員企業の多くの先輩方も、本講座を受講して基本知識を得るとともに、相互の交流を深めてきました。皆様のエントリーをお待ちしています。

SUMMARY

- 開講日時** 2020年2月4日(火)、2月18日(火)、3月4日(水)、3月16日(月)の4日
- 募集定員** 25名(定員に達し次第、締め切らせていただきます)
- 研修時間** 第1講・第2講は13時30分～17時
第3講・第4講は13時30分～17時30分
- 研修会場** AP大阪梅田東 5階会議室
(大阪市北区堂山町3-3 日本生命梅田ビル5階)
- 受講料** 55,000円(本体50,000円+消費税)

FOR YOUR ENTRY

- 募集期間** 2019年12月2日(月)～2020年1月20日(月)(ただし、定員に達し次第終了)
- 留意事項**
- 弊会HPからお申込みください(次ページ参照)。
 - 代理出席はできません。全日程につき受講者本人が連続出席して下さい。
 - 本講座の請求書は、1月下旬発送予定です。
 - 各回必ず、事前に配布する課題を予習した上で講義に臨んで下さい。
 - 募集開始から3週間は、1社からの申込可能人数を1名までとします。それ以降は、定員に余裕があれば追加でのお申込みが可能となります。

HOW TO ENTRY

- ① 当会HPにログインし、トップページのアイコンからお入り下さい。
 - ② 申込画面内の必要事項（貴社名、貴社名ふりがな、貴社住所、申込者名、参加者名、部署名、電話番号、メールアドレス、勤務年数、法務経験年数）をすべて記入
※事務局において参考にさせていただきたく、弁護士有資格者の方は、備考欄にその旨を記載下さい。
※勤務年数・法務経験年数は、第1講（2月4日）時点の年数を整数の単位で記入下さい。
（例1ヶ月～11ヶ月→「1」、1年1ヶ月～1年11ヶ月→「2」、端数は切り上げて下さい）
 - ③ すべての必要事項を記入したら、「申込みボタン」をクリック
 - ④ 当会より「登録完了メール」が送信されますので、必ずご確認下さい
- 登録完了メールが届かない場合は、弊会ホームページにログイン後、右上の「会員登録情報（変更）」を選択して下さい。現在の貴社のお申込状況が表示されますので、こちらに本講座とご参加者のお名前が表示されていれば、お申込みは完了しています。
 - 募集を締め切った後にキャンセルされる場合は、必ず当会事務局までご一報下さい。

CONTENTS

第1講 取引基本契約・売買契約・秘密保持契約 2020年2月4日（火）13時30分～17時

【講師】塚本 洋樹 氏（株式会社クボタ 法務部東京法務グループ長）

【講義の趣旨】一般的に、法務担当者が目にする機会が多い契約としては、製品の売買を目的とした売買契約、売買関係を含む継続的な取引を目的とした取引基本契約、さらに、相手方とのさまざまな取引に当たり自社の情報を提供するための秘密保持契約、が挙げられます。第1講では、売買契約や取引基本契約における主な条項についてサンプル条文を用いながら解説するとともに、売主・買主の双方の立場から実務上留意すべきポイント等について検討します。

また、秘密保持契約についても、典型的なサンプル等を用いて、その法的意味や視点を含め解説したうえで、自社が原案を作成する立場と相手方が提示してきた原案をチェックする立場の双方から検討していきます。

受講者懇親会にぜひご参加下さい（参加費無料）！！
第1講終了後、開催します。
軽食を準備します。名刺を多めにお持ち下さい。

第2講 業務委託契約・請負契約

2020年2月18日（火）13時30分～17時

【講師】鈴木 利直 氏（京セラ株式会社 法務知的財産本部法務部法務1部責任者）

【講義の趣旨】業務委託契約は、法律で定められている用語ではありませんので、何らかの「業務」を他社に「委託」する契約であれば、おおよそ業務委託契約といえることとなり、実際にさまざまな内容の業務委託契約が存在します。そのため、契約書の作成にあたっては契約内容（特に委託業務の内容）を明確に定義づける作業が重要となります。また、当該契約の性質が「請負」なのか「委任」なのかによって、受注者が負うべき責任が異なるほか、下請法や印紙税の取扱い等にも差異が生じるため、その違いを把握しておく必要があります。

第2講では、業務委託契約（その一類型として「請負契約」を含みます）において定めるべき条項や、そのチェックポイント等を解説するとともに、サンプルの契約書式を少人数のグループ・ディスカッションで検討していきます。

第3講 OEM契約・ODM契約（前半） ソフトウェア開発委託契約（後半）

2020年3月4日（水）13時30分～17時30分

【講師】小路 文恵 氏 ——〔前半の「OEM契約・ODM契約」〕

（パナソニック株式会社 ライフソリューションズ社 リーガルセンター）

八木 佐千子 氏 ——〔後半の「ソフトウェア開発委託契約」〕

（オムロン株式会社 グローバルリスクマネジメント・法務本部 企画部長）

【講義の趣旨】「OEM契約・ODM契約」

製品の生産過程において、委託者のブランドを利用した生産（OEM：Original Equipment Manufacturing（-facturer））や、委託者のブランドを利用した製品設計・生産（ODM：Original Design Manufacturing（-facturer））を行う場合があります。第3講前半では、OEM・ODM契約を締結する際の留意点について、委託者と受託者の双方の視点を交え解説・検討します。

「ソフトウェア開発委託契約」

近年、情報技術の急速な発達と普及、サービス化の進展に伴いソフトウェア取引が増加し、これに伴う契約トラブルが見受けられます。そのため法務担当者としても、情報分野における知識が必要不可欠となります。第3講後半は、ソフトウェアに関する専門用語をはじめ、同製品を扱う契約特有のトラブルや留意点を解説するとともに、サンプル等に基づき契約内容の検討を行います。

第4講 ライセンス契約・共同研究開発契約

2020年3月16日（月） 13時30分～17時30分

【講師】加藤 ひとみ 氏（日光ケミカルズ株式会社 執行役員 法務部長）

【講義の趣旨】「ライセンス契約」

企業が自社製品の製造、販売等を行うにあたり、他社から知的財産権の実施許諾を受けることが必要となる場合があります。第4講前半では、こうした場合に締結するライセンス契約について、ライセンサーとライセンシー双方の立場から、許諾の範囲、権利義務、実施料といった留意点について解説・検討します。

「共同研究開発契約」

企業が新たな製品を開発するにあたり、自社の設備や技術、資金だけで行うよりも、他社や他の研究機関と協働して開発を行うほうが、より高効率に高品質のものを提供できる場合があります。第4講後半では、共同研究開発契約を締結して製品開発を行う際の契約上の留意点、とりわけ川上企業と川下企業の行う共同開発契約にフォーカスして権利帰属など、後々トラブルの原因となりやすい条項等について解説・検討します。

本講座のお問合せは

経営法友会事務局

URL : <http://www.keieihoyukai.jp>

E-mail : keieihoyukai@shojihomu.or.jp

TEL : 03-5614-5638 / FAX : 03-5643-7187

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10

茅場町ブロードスクエア2階

公益社団法人 商事法務研究会内